

居宅介護支援重要事項説明書

【居宅介護支援事業所】

1. 事業者

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人出雲崎町社会福祉協議会 |
| (2) 代表者名 | 会 長 佐 藤 亨 |
| (3) 事業者名 | 社会福祉法人出雲崎町社会福祉協議会 |
| (4) 事業所代表者氏名 | 事務局長 佐 藤 巖 |
| (5) 法人所在地 | 新潟県三島郡出雲崎町大字大門394-1 |
| (6) 法人代表電話番号 | 0258-41-7133 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援事業 |
| 指 定 日 | 平成11年7月30日 |
| 事業所番号 | 1575500028 |
| (2) 事業の目的 | 介護保険法に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援を提供する。 |
| (3) 事業所の名称 | 社会福祉法人出雲崎町社会福祉協議会 |
| (4) 事業所の所在地 | 新潟県三島郡出雲崎町大字大門394-1 |
| (5) 事業所電話番号 | 0258-41-7133 |
| (6) 事業の実施区域 | 出雲崎町内 |
| (7) 営 業 日 | 土曜日・日曜日、国民の祝日、国民の休日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く日 |
| (8) 営 業 時 間 | 午前8時30分から午後5時15分 |

3. 職員の配置

- (1) 事業所では、ご契約に対して居宅介護支援を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については指定基準を遵守しています。
- ・管理者 1名
 - ・居宅介護支援専門員（介護支援専門員取得者）1名以上

4. 当事業所が提供するサービス及び、利用料金

- (1) 介護保険給付対象となるサービス
以下のサービスについては、利用料金の通常10割が介護保険から給付されます。
- ①介護保険法上に定められた居宅介護支援業務
- (2) 利用料（利用者のご負担は発生しません）
- ①基本料金 10,860円／1月 要介護1・2
14,110円／1月 要介護3・4・5
- ②厚生労働大臣の定める基準を満たさない場合には、上記金額の50%を減算します。
- 減算の例 ・サービス担当者会議を開催しなかった。
・月1回以上の訪問を行わなかった。
- ③下記料金を加算する場合があります。
- ・初回加算 3,000円／1月

- ・入院時情報連携加算 (Ⅰ) 2,500円/1月 (Ⅱ) 2,000円/1月
- ・通院時情報連携加算 500円/1月
- ・退院・退所加算 (Ⅰ)イ 4,500円/回 (Ⅰ)ロ 6,000円/回
(Ⅱ)イ 6,000円/回 (Ⅱ)ロ 7,500円/回 (Ⅲ) 9,000円/回
- ・ターミナルケアマネジメント加算 4,000円/1月
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円/1月

5. 居宅介護支援の利用に関する留意事項

(1) 居宅介護支援専門員の交替

- ①選任された居宅介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該居宅介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他の交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して居宅介護支援専門員の交替を申し出ることができます。
- ②事業者の都合により居宅介護支援専門員を交替することがあります。居宅介護支援専門員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように充分配慮するものとします。

(2) 居宅介護支援時の留意点

- ①担当介護支援専門員にまつわる個人情報をお教えすることはできません。また、利用者が直接、介護支援専門員の自宅へ電話等を行うと、訪問することもできません。御用があるときは当該事業所までご連絡ください。
- ②介護支援専門員は居宅支援にあたって、利用者またはその家族等からの金品の授受は禁止されています。

6. 緊急時の対応

- (1) 利用者の病状・状態の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医、家族に連絡し、救急搬送等の処置を行います。ただし、救急車に同乗することはできませんので、あらかじめご了承ください。

7. 事故発生時における対処方法

- ①事業者は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに主治医、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- ②事業者は前項について処理した時には、速やかに管理者に報告します。
- ③事業者は指定居宅介護支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- ④事業者は、前項の損害賠償のため損害賠償責任保険に加入します。

8. 質の高いケアマネジメントの提供

- (1) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について別紙にて説明を行います。
 - ①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
 - ②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合（上位3事業所）

9. 虐待防止について

- (1) 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対

し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

10. 業務継続計画の策定について

- (1) 事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 衛生管理等について

事業所は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行えることができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止の研修及び訓練を定期的実施します。

12. 苦情の受付について

当事業所における苦情の相談は、下記の専用窓口で受け付けます。

苦情相談窓口	出雲崎町社会福祉協議会
苦情解決責任者	事務局長 佐藤 巖
苦情受付担当者	福祉活動専門員 早川 早苗
第三者委員	大谷 浩栄 様 Tel 78-3605
	宮田 よしみ 様 Tel 78-3474
住所／電話番号	新潟県三島郡出雲崎町大字大門394番地1 Tel 0258-41-7133
受付	月曜日から金曜日まで
時間	午前8時30分から午後5時15分まで

行政機関その他苦情受付機関

出雲崎町役場 保健福祉課 介護高齢係

住所／電話番号 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地
Tel 0258-78-2293

受付 月曜日から金曜日まで
時間 午前8時30分から午後5時15分まで

新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理委員会

住所／電話番号 新潟市中央区新光町4番地1
Tel 025-285-3072

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 所 属 社会福祉法人出雲崎町社会福祉協議会
職名・氏名 介護支援専門員 遠藤 幸子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始に同意しました。

利用者 住所 新潟県三島郡出雲崎町大字 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

個人情報の使用に係る同意書

わたし（利用者及びその家族）の個人情報については、次に定める条件で、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

令和 年 月 日

（利 用 者） _____

（利用者の家族） _____

（ 同 上 ） _____

1 使用する目的

- ① 利用者に関わる居宅サービス計画を立案するためのサービス担当者会議での情報提供
- ② 介護支援専門員とサービス事業者との連絡調整において必要となった場合

2 個人情報を使用する事業者及びその誓約

サービスの種類	所 在 地	事業者名及び事業所名	代表者印
居宅介護支援	新潟県三島郡出雲崎町 大字大門 394 番地 1	社会福祉法人 出雲崎町社会福祉協議会	

あなたのサービス提供に関係するわたしたち事業者は、あなたとのサービス利用に関わる契約の締結前にあっても、提供された個人情報について決して第三者に漏らしません。

また、サービス提供に関わる目的以外には、決して使用しません。

3 使用する期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

4 使用にあたっての条件

- 1 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと
- 2 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて、経過を記録しておくこと